

景観計画区域の地区・ゾーンについて ①

静岡市の全域は、大きく分けて『重点地区』と『一般地区』に分類され、さらに、『一般地区』は、「都市景観促進地区」と「土地利用別地区」に区分されます。

重点地区 ※「一般地区」より小規模な行為まで届出対象となります

地区の住民等の合意形成に基づき、重点的に地区独自の良好な景観の形成を推進する地区

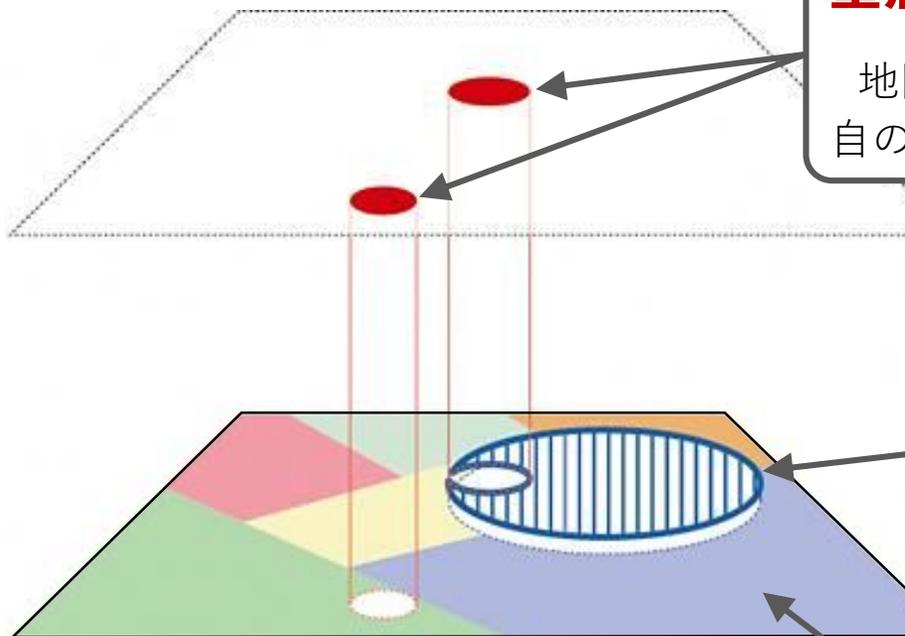
一般地区

都市景観促進地区

集約連携型都市構造※の実現に向け、都市計画と適合し、都市機能の集約化を図る都市拠点及び地域拠点にふさわしい良好な都市景観の形成を推進する地区

土地利用別地区

都市計画の用途地域をもとに、土地の利用や周辺環境等に応じた良好な景観の形成を推進する地区



市内全域が景観計画の区域です。

※「集約連携型都市構造」

生活に必要な施設を駅前などに集約配置し、これらと各地域を公共交通で連携することにより、市民生活の質を高める都市の構造です。

景観計画区域の地区・ゾーンについて ②

各地区は、景観の特性に合わせてゾーン等に細分化されます。

景観計画区域 (市内全域)

市内全域が、
いずれかの地区に該当します。

重点地区

- ① 宇津ノ谷地区
- ② 日の出地区
- ③ 駿府城公園周辺地区
- ④ 三保半島地区
- ⑤ 御幸通り周辺地区
- ⑥ 東静岡駅周辺地区

※令和4年3月1日時点

一般地区

土地利用別地区

- ① 住居系市街地ゾーン
- ② 商業系市街地ゾーン
- ③ 工業系市街地ゾーン
- ④ 沿道系市街地ゾーン
- ⑤ 田園・緑地景観ゾーン
- ⑥ 自然景観ゾーン

都市景観促進地区

- ① 静岡駅周辺ゾーン
- ② 清水駅周辺ゾーン
- ③ 東静岡駅周辺ゾーン
- ④ 草薙駅周辺ゾーン
- ⑤ 駿河区役所周辺ゾーン
- ⑥ 安倍川駅周辺ゾーン

景観計画区域の地区・ゾーンについて ④

各ゾーンは、都市計画や立地適正化計画に合わせ、下記のとおりゾーニングしています。

※地域や区域が不明な場合は「静岡市都市計画情報インターネット提供サービス」をご覧ください。

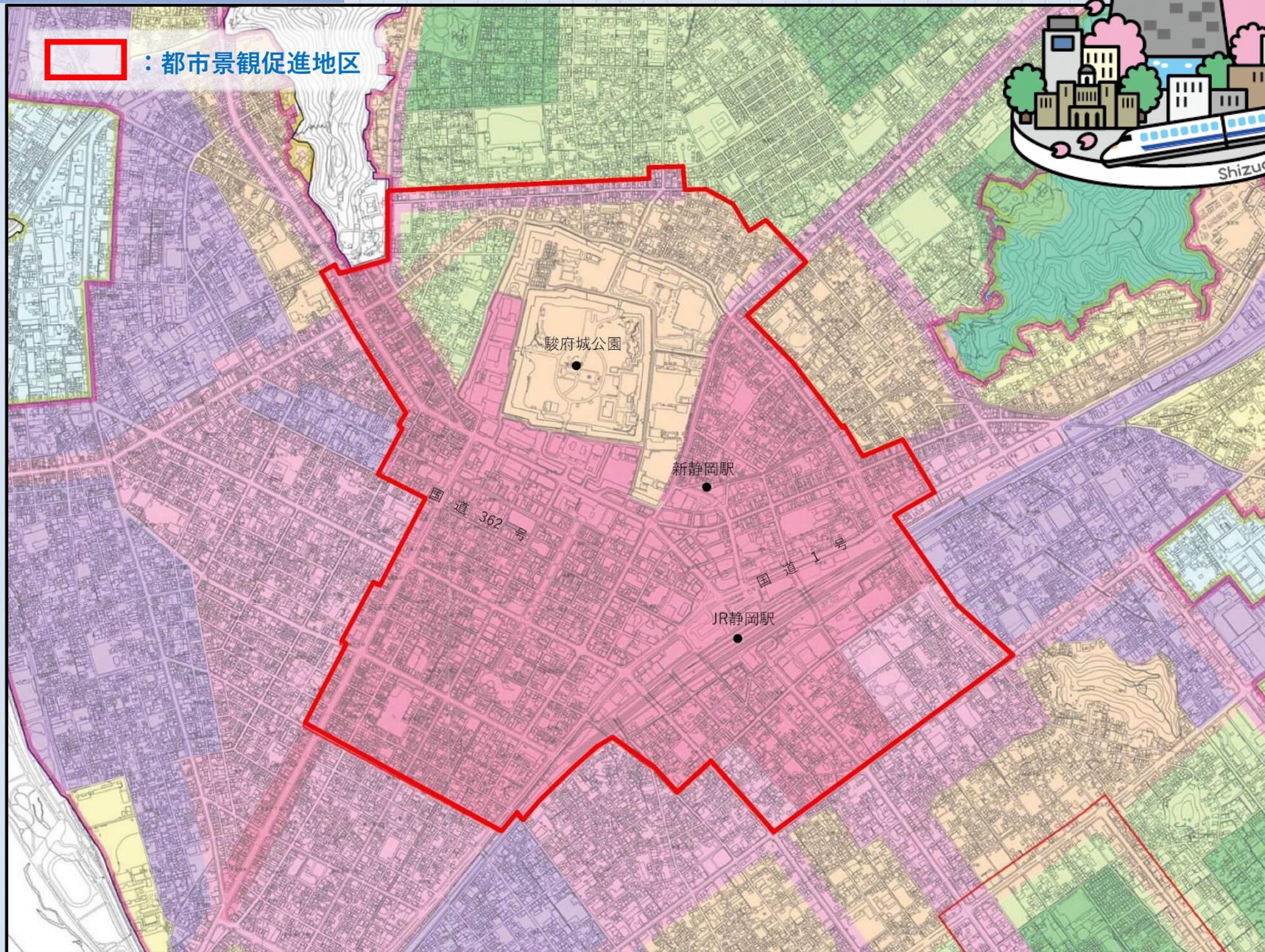
		都市計画区域												都市計画区域外	
		市街化区域											市街化調整区域		
		第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域 うち、 臨港地区	工業専用地域			
土地利用別地区	住居系市街地ゾーン	●	●	●	○	○									
	商業系市街地ゾーン							○	●						
	工業系市街地ゾーン									○	○	●	●		
	沿道系市街地ゾーン				△	△	●	△		△	△				
	田園・緑地景観ゾーン													●	
	自然景観ゾーン														●
都市景観促進地区		立地適正化計画における集約化拠点形成区域 (静岡駅周辺ゾーン、清水駅周辺ゾーン、東静岡駅周辺ゾーン、草薙駅周辺ゾーン、駿河区役所周辺ゾーン、安倍川駅周辺ゾーン)													
重点地区		特に重点的に景観形成に取り組む必要がある地区として、条例に基づき重点地区の指定をした地区 (令和元年6月時点：宇津ノ谷地区、日の出地区、駿府城公園周辺地区、三保半島地区)													

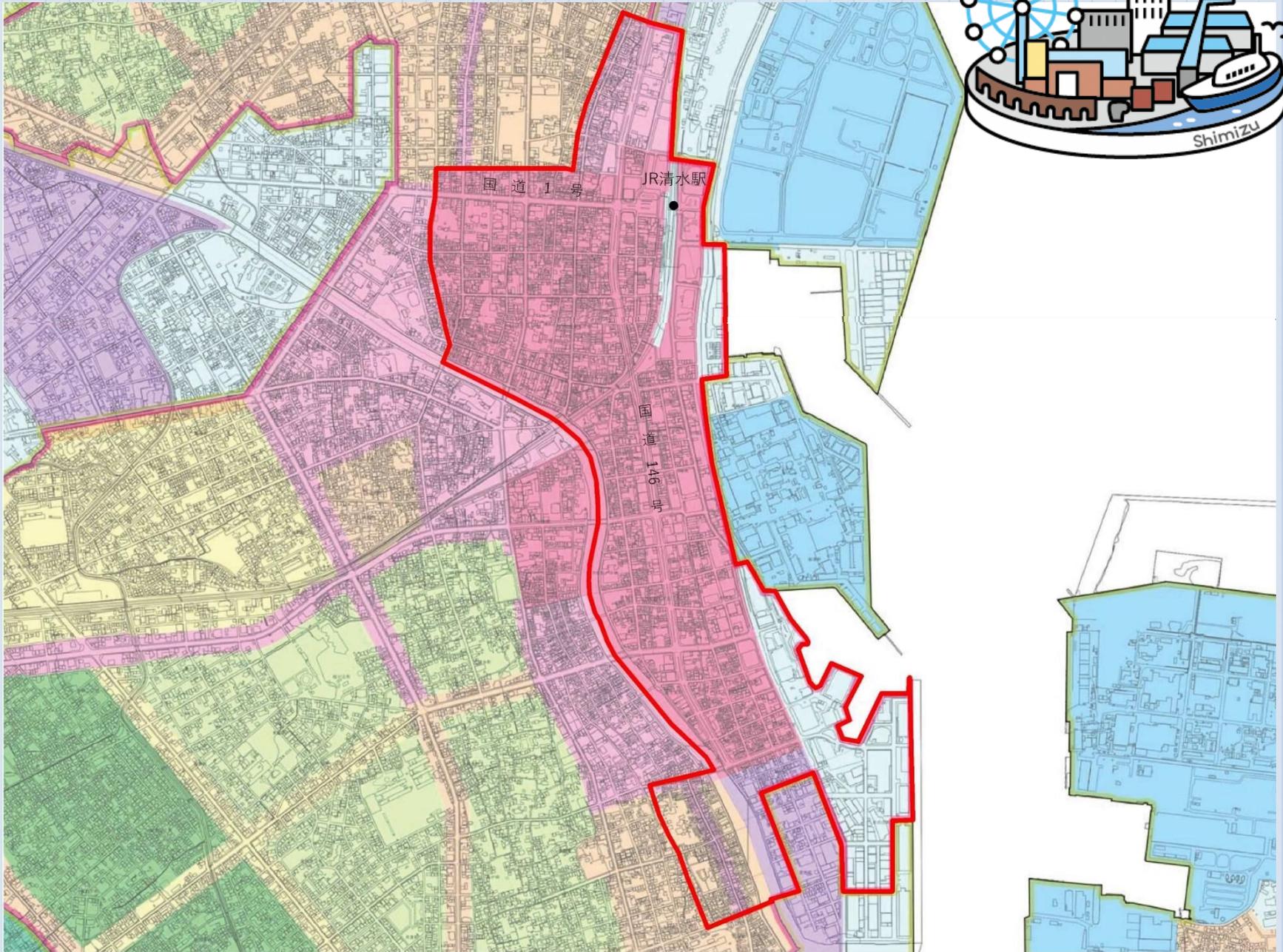
区域の詳細は次のページです

●：前面道路の幅員に関係なく該当 ○：前面道路20m未満の場合に該当 △：前面道路20m以上の場合に該当
 ※工業地域のうち臨港地区に指定されている区域は、前面道路の幅員に関係なく「工業系市街地ゾーン」とする。



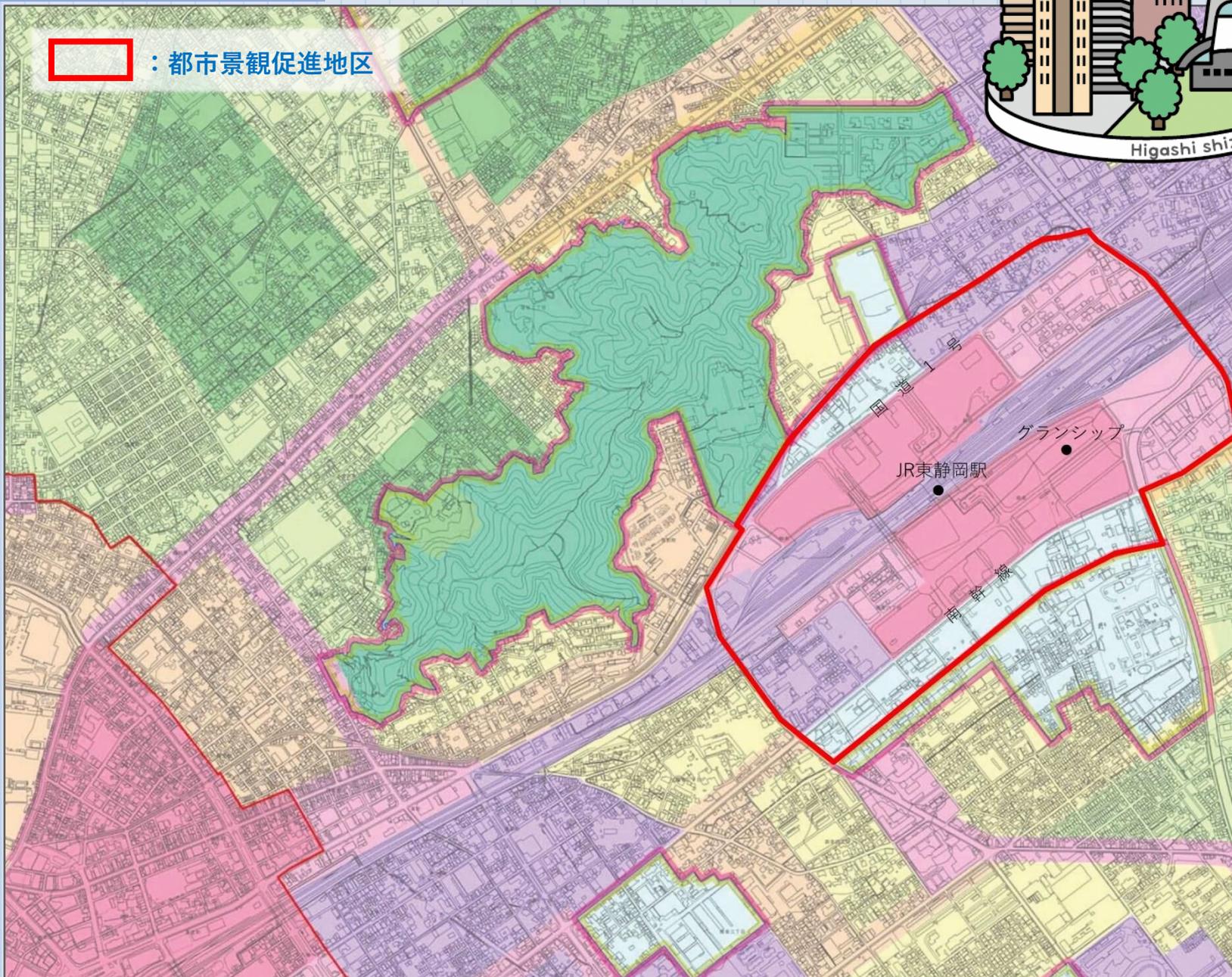
 : 都市景観促進地区





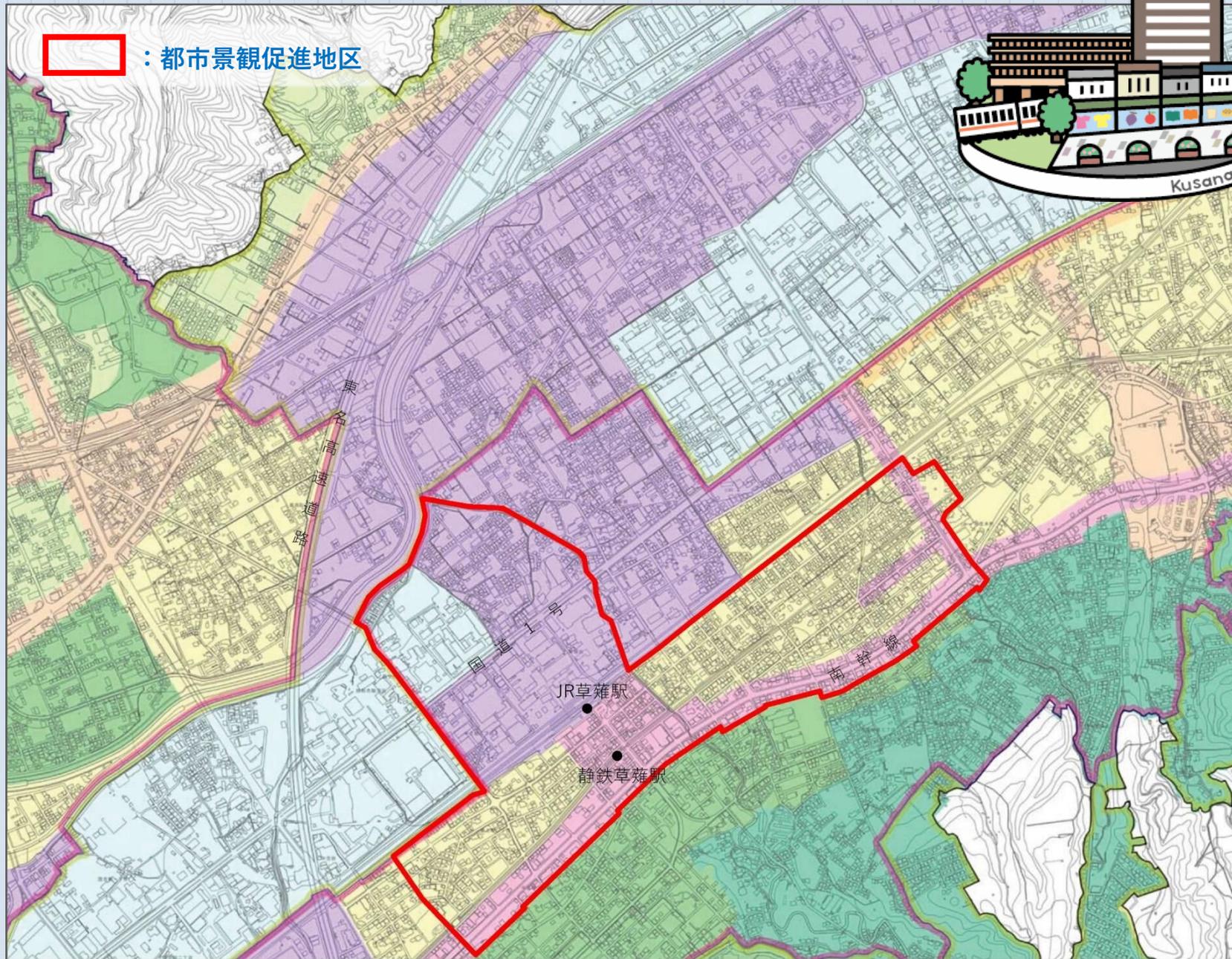


 : 都市景観促進地区





 : 都市景観促進地区





 : 都市景観促進地区

